

令和2年（2020年）4月3日

保護者各位

上田東高等学校長 丸尾 泉

新型コロナウイルス感染症対策の本校の取り組みと生徒の健康観察について（お願い）

新型コロナウイルス感染症のまん延状況が依然として危機的状況にある中で新学期を迎えるため、爆発的な感染の発生の抑止対策が求められているところです。

学校においては、児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、必要な指導を行うことが学校保健安全法第9条で定められております。

学校再開にあたっては、家庭および学校における健康観察が不可欠であり、学級担任や各授業担当者、養護教諭など学校組織全体で生徒・教職員等の健康観察を行い、情報を共有する必要があります。

については、特に下記の点について徹底の上、今後とも、日常的な健康観察に取り組んでいきます。クラブ活動についても同様の対応をお願いします。

なお、ご不明な点やご心配な点ございましたら、学校（0268-22-0101）までご連絡下さい。

記

1. 家庭における健康観察のお願い

- ・生徒（及び保護者）には、毎朝自宅で検温し、発熱等の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養して下さい。
（＊この場合の欠席については、学校保健安全法第19条による出席停止として扱うことができます）
- ・日々の健康チェックカードにつきましては、オクレンジャー及びHPに添付するとともに、4月6日（月）のホームルームで配布しますので、毎日の記入・確認をお願いします。

2. 登校後の健康観察の徹底

◎登校後、発熱等の風邪症状がみられた場合は、速やかに下校となります。自宅で休養または、かかりつけ医にご相談下さい。

- (1) 健康観察の全生徒の状況をまとめ、特に体調不良にも関わらず登校してきた生徒を確実に把握します。
- (2) 登校後に体調が悪くなった場合は必ず別室（保健室等）で対応し、家庭連絡をさせていただきます。

3. 教職員等（外部人材を含む）の健康管理等について

教職員等は生徒と接することから、手洗い・咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層徹底します。